

主要施策



健康づくりの推進

現 状

食生活の乱れや運動不足、飲酒、喫煙などが要因で発症する生活習慣病は、自覚症状がないまま進行する疾病も多く、重症化すると心疾患、脳血管疾患、一部のがんなどを発症するリスクが高まります。生活習慣病は予防が可能であり、若い世代からの正しい生活習慣や健康管理への理解が重要です。

町では、令和5（2023）年に第2期新宮町健康増進計画（兼食育計画）を策定し、住民の健康増進と生活習慣病予防の取組を推進しています。また、生活習慣病重症化予防のため、個々に応じた健康相談や教室を開催しています。誰もが生涯にわたって健康を維持していくため、疾病の予防と早期発見、主体的な健康づくり活動を推進していく必要があります。

方 向 性

住民が健やかでいたいと思う意欲や関心を高め、自らの心身の健康維持のために行動できるよう、健康情報の発信や受診率向上に向けた取組を実施し、住民が共に支え合い、つながり合いながら、健康に暮らせる環境づくりを推進します。

また、県・保健所などと連携して、感染症の発生及び拡大に対し、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを推進します。

具 体 施 策

（1）健康と食に関する啓発の実施

- ① 住民の健康増進のため、町広報誌やホームページ、食を学習する教室などを通じて食生活への関心を高め、規則正しくバランスの取れた食生活の普及啓発に取り組めます。
- ② 住民・関係団体・行政が協力して健康増進に取り組むため、SNSを活用するなど効果的な健康情報の発信を実施します。

（2）健康増進・疾病予防の取組の推進

- ① 住民の疾病予防、早期発見・治療のため、健（検）診内容・体制を整備し、住民の健（検）診や生活改善に対する理解を深め、健（検）診の受診率向上を図ります。
- ② 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の重症化予防のため、住民が健康増進の取組を実践できるよう適切な保健指導をします。
- ③ ライフステージに応じた保健事業を実施し、住民が健康増進に取り組みやすい環境づくりを推進します。
- ④ 県、医療機関、食生活改善推進会、生産者や飲食店などと連携し、食育を推進します。

(3) こころの健康づくり

- ① 住民がこころの健康に関心を持ち、自分のこころの健康状態を知り、適切な対応ができるよう、メンタルヘルスケアの必要性の啓発に取り組みます。
- ② 住民のこころの健康づくりのために、相談や支援体制の充実を図るとともに、支援が必要な人を相談や福祉サービスなどにつなげることができるよう情報提供や連携をします。
- ③ 自殺予防の対策として、地域で自主的に見守り活動ができるゲートキーパーなどを育成し、相談体制の充実を図ります。
- ④ うつ病などの相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修の実施など人材育成を図ります。

(4) 感染症の対策の充実

- ① 感染症予防のため、予防接種や、適切なマスクの着用、手洗いの実践など感染症対策を推進し、感染症・食品衛生に関する啓発を実施します。
- ② 感染症への対応のため、発生時に備え関係機関で情報共有し、流行時には、保健所など関係機関と連携した情報収集、正確な情報発信、相談対応、医療・予防接種体制の確保など感染拡大防止に取り組みます。
- ③ 予防接種に関する情報周知や乳幼児健診での接種確認などを実施し、接種率向上を図ります。

主要施策の指標

指標名		R 6 実績値	R12 目標値
特定健診・特定保健指導の受診率	健診	39.8%	60.0%
	指導	55.0%	60.0%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群等の割合		24.0%	23.0%
健康づくりに関する事業の実施回数と参加者数	事業数	76 回	75 回
	参加者	272 人	300 人
予防接種率	高齢者肺炎球菌（65 歳）	17.3%	20.0%
	二種混合	38.5%	60.0%

関連個別計画

- 新宮町保健事業実施計画（データヘルス計画及び特定健診実施計画）
- 新宮町健康増進計画
- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新型インフルエンザ等行動計画
- 新宮町高齢者保健福祉計画

主要施策



地域福祉の充実

現 状

住民誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域全体で支える仕組みづくりとして、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」で住みよい地域づくりについて住民と共にグループワークを重ねてきました。

しかし、コロナ禍による社会情勢の変化にともない、社会と関わる機会の減少や、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境に大きな変化がみられるようになりました。

こうした地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応するため、第3次新宮町地域福祉計画を令和8(2026)年3月に策定しました。

方 向 性

これまで以上に地域福祉は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるような環境をつくり、それを持続させていくことが求められています。そのため、様々な生活課題について住民一人一人の努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助・共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決するための仕組みづくりを推進します。

また、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、お互いの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを大事にし、困った時に助け合う「ともに支え合う地域づくり」、「共に生きる地域共生社会づくり」を目指します。

具 体 施 策

(1) 地域福祉活動の充実

- ① 誰もが住み慣れた地域で活躍し、お互いに支え合える地域づくり(地域包括ケアシステムの構築)を推進します。
- ② 民生委員・児童委員や行政区福祉会などの福祉活動を支援します。
- ③ 新宮町社会福祉協議会などの関係団体と協力して、地域福祉の充実を図ります。

(2) 見守りネットワークの充実

- ① 町で作成した避難行動要支援者避難支援リストを活用し、緊急時に備え日頃の見守り活動を実施します。
- ② 高齢者などの異常を早期に発見するため、地域での見守りや助け合いを促進し、高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。

(3) 福祉ボランティア活動の推進

- ① 町の地域福祉を包括的に推進していくため、新規ボランティア団体の立ち上げや福祉ボランティア団体同士をつなぐ活動を支援します。
- ② 地域包括ケアシステムを推進するため、地域において生活支援を行うことができるボランティアの育成を図ります。

(4) 戦没者遺族などへの援護

- ① 恒久平和の啓発のため、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の増進を図ります。

主要施策の指標

指標名	R 6 実績値	R 12 目標値
福祉ボランティア団体の数	11 団体	13 団体
福祉ボランティアの数	275 人	290 人

関連個別計画

● 新宮町地域福祉計画

● 新宮町自殺対策計画

主要施策



高齢者福祉の充実

現 状

新宮町の高齢化率は、令和7（2025）年3月末現在で19.93%と県内では低い方から2番目となっていますが、町の5年前の高齢化率に比べ1.74%上昇しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。また、介護保険の要介護認定率は令和7年（2025）3月末現在で14.26%と福岡県平均の20.06%と比較すると低水準ですが、介護の認定者数は増加傾向にあります。

要介護の状態とならないよう、高齢者が生きがいを持った安全・安心な暮らしを実現するため、社会参加や介護予防・栄養管理などの普及啓発など、継続して支援していく必要があります。

方 向 性

高齢者の介護予防や多世代間の交流の拠点であるふれあい交流館を活用し、介護予防教室など様々な事業を展開するほか、新宮町シルバー人材センターや新宮町シニアクラブ連合会を支援し、高齢者の社会参加を促進します。また、高齢者のフレイル¹予防や疾病予防、生活機能維持のため、健（検）診・保健指導や医療、介護に関するデータを活用し、介護予防事業を進めるなど、きめ細かなサービスを提供します。

具 体 施 策

（1）高齢者の社会参加

- ① 高齢者が活躍できるよう、高齢者への就業の提供を行う新宮町シルバー人材センターを支援するとともに、公共職業安定所や福岡県生涯現役チャレンジセンターと連携を図り就業に関する情報提供を実施します。
- ② 高齢者が地域での仲間づくりや生きがいづくりなどを行えるよう、新宮町シニアクラブ連合会の活動を支援します。
- ③ 地域での居場所づくりや見守り活動を活性化するために、新宮町社会福祉協議会と連携し、行政区福祉会が行うサロン活動（小地域福祉活動）を支援します。
- ④ 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防活動を支援するため、介護予防サポートポイント事業を実施します。

（2）高齢者の健康づくり

- ① 脳卒中や認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
- ② 介護予防などのため、疾病やフレイルなど要介護状態となる原因について、医療・介護・健康診査などの情報を分析し、効果的で一体的な保健事業を推進します。

¹ フレイル：frailty（加齢に伴う身体機能等の低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態）の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。要介護状態にいたる前段階として位置づけられ、身体的、精神的、社会的に虚弱となるなど、多面的な問題を抱えやすく、様々な健康問題を招きやすい状態を意味する。

- ③ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりのため、医療・介護連携や認知症施策などを実施します。
- ④ 介護予防や生活習慣の改善を図るため、高齢者を対象とした健康づくり事業を推進します。

(3) 日常生活支援の充実

- ① 生活に支障が生じたときに適切なサービス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知をします。
- ② 認知症になっても安心して生活できるよう、認知症に対する地域の理解を深め、サポーター養成や市民後見人養成の充実を図ります。
- ③ 介護保険地域支援事業を推進し、介護予防サービスの充実や住民主体のサービスの充実を図ります。

(4) 相談窓口の充実

- ① 認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症初期集中支援チームによる対応を推進し、認知症ケアパス（認知症のしおり）を活用して認知症に関する相談、普及啓発に取り組みます。
- ② 介護保険地域支援事業において高齢者の総合相談窓口となる新宮町地域包括支援センターの機能充実を図ります。
- ③ 高齢者の生活に関するあらゆる相談に対応できるよう、関係機関と連携して総合的な相談体制の構築を図ります。
- ④ 虐待の対応や社会保障制度全般への窓口相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修など人材の育成を図ります。
- ⑤ 新宮町福祉センターを福祉の総合的な窓口とするための検討を進め、施設の充実を図ります。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
要介護認定率	14.4%	15.6%
住民主体通所型サービス助成金の助成団体数	15 団体	35 団体
介護予防サポートポイント申請件数	441 件	470 件
認知症サポーター養成者数	1,303 人	1,800 人
シルバー人材センター会員稼働率	80%	100%

関連個別計画

● 高齢者保健福祉計画

● 新宮町地域福祉計画

主要施策



障がい者福祉の充実

現 状

人口の増加・高齢化に伴い障がいのある人や児童は年々増加し、障がい者（児）福祉サービス利用者も引き続き増加しています。サービス事業者の数・事業内容共に充実してきましたが、未だ不十分です。特に重度の障がいのある人が利用できる事業所や児童を対象とした施設が不足してきており、ニーズに合わせた社会資源の整備が求められています。また、障がいのある人が地域で安心して、仕事や学校に通いながら生活していけるように、地域包括ケアシステムの構築も求められています。

方 向 性

障がいのある人一人一人のライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、福祉サービスの改善や創設、事業所間の連携強化を図ります。また、障がいがある人もない人も、お互いを支え合い、地域の中で自立して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

具 体 施 策

（1）障がいのある人の自立と社会参加の支援

- ① 障がいのある人に対する理解を深める活動を充実させるとともに、お互いの個性を認め区別なく共に生きる社会（インクルージョン）について理念の普及を図ります。
- ② 障がいのある人の自立を促進し、生きがいを高めるため、サロンやサークルなどの活動を支援します。
- ③ 障がいのある人の自立と就労促進のために、特別支援学校、就労を支援する事業所と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に取り組みます。

（2）相談支援体制の充実

- ① 障がいのある人が安心して地域での社会生活を送ることができるよう、情報の提供を行うとともに多様化する相談に対応するため関係機関との連携を図ります。
- ② 障がいのある人の福祉ニーズの対応や社会参加への支援、地域課題の解決のために、福祉ボランティアなどの支援者と民間事業者、行政の相互連携を図ります。

主要施策の指標

指標名		R 6 実績値	R 12 目標値
移動事業の延べ利用者数と延べ利用時間	延べ利用人数	180 人	211 人
	延べ利用時間	1,934 時間	2,426 時間
指定特定相談支援事業者並びに 指定障がい児相談支援事業者の指定数	指定特定	4 箇所	7 箇所
	指定障がい児	3 箇所	6 箇所

関連個別計画

●新宮町障がい者（児）計画

●新宮町地域福祉計画

主要施策



社会保障の充実

現 状

社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。また、生活困窮者の相談内容も複雑化しており、最後のセーフティネットである生活保護に頼らざるを得ない事例も生じています。新宮町の生活保護率は福岡県全体と比較すると低い水準となっていますが、相談件数は増加しています。

方 向 性

地域医療については、住民が生涯にわたり身近な地域で、いつでも安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備を行い、夜間や休日の急病にも対応できる体制の確保を図ります。

また、住民の生活支援については、最低限度の生活の保障や生活自立の支援・援助などのセーフティネットを確保します。経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある人に対して、生活困窮者自立支援制度を活用し、しごとくらし相談室や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた自立に向けた支援の充実・強化を図るとともに、自立が困難な方へは、生活保護制度により最低限度の生活を保障します。

具 体 施 策

(1) 地域医療体制の充実

- ① 休日や夜間、相島においても必要な医療を提供するため、県や医師会など関係機関と連携し、地域医療の充実を図ります。
- ② 相島において、島民が安心して暮らせる医療体制を継続できるように、医師及び看護師の確保に取り組みます。

(2) 低所得者福祉の充実

- ① 低所得者からの相談に対し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な支援を実施します。
- ② 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状況に応じた相談や、就労支援を行うために、『しごと・くらし相談室』を設置・活用し、関係機関と連携して自立支援の充実を図ります。
- ③ 障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭、低所得者など、住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に対しては、関係機関と連携して住まいの支援を実施します。
- ④ 住宅セーフティネットの一つである町営住宅を長期的に活用するため、適切な保守点検等を実施し、計画的な修繕、改善対応に取り組みます。

主要施策の指標

指標名	R 6 実績値	R12 目標値
しごと・くらし相談室利用者の相談案件終結数（累積）	207 人	232 人

基本計画